

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（経済産業省）

制 度 名	保険金等の異常危険準備金	
税目（条文番号）	法人税（租税特別措置法第 57 条の 5、68 条の 55、同法施行令第 33 条の 5、39 条の 83）	
見 直 し の 内 容	<p>火災共済協同組合及び同連合会が、当該事業年度における正味収入共済掛金の政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を異常危険準備金として積立てたときの損金に算入する措置について、本則（施行令第 33 条の 5 第 5 項第 3 号）において、現行は 2.5 / 100 であるところ、2 / 100 に縮減すること。</p> <p>特例措置（施行令第 33 条の 5 第 19 項）として認められている損金算入可能な金額について、現行は正味収入共済掛金の 5 / 100 であるところ、4 / 100（本則の規定に基づき損金算入可能な金額を含む。）とすること。</p>	
	増収見込額 （平年度）	19 百万円
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>中小企業等協同組合法に基づく火災共済協同組合は、大企業に比べて、経済的に不利な立場にある中小企業者が相互扶助の精神に基づき、共同で火災等による専門用資産等の経済的損失を補填しようとするものであり、契約者たる中小企業者を保護する必要があることから、共済金の円滑な支払いが特に要請されている。</p> <p>これまで本措置により、契約者たる中小企業者の保護を目的として、火災共済協同組合及び同連合会の経営基盤の安定を図ってきた。しかしながら、本措置はその開始から 56 年が経過し、その間の社会状況や生活環境等が変化していることを踏まえ、本措置を見直す時期にきている。</p> <p>一方、大規模な自然災害は、本措置開始から 56 年の間に複数回発生しており、このような災害に備え、中小企業者への共済金の支払いを確かなものとするための異常危険準備金の積立は確実に行う必要がある。そのため、本措置については、必要最低限の水準は維持される必要がある。</p> <p>火災共済協同組合等が行う火災共済事業は、損害保険会社の火災保険と類似の制度であり、抱えるリスクの種類についても同様であることから、現行において損害保険会社に認められている特別措置（施行令第 33 条の 5 第 5 項第 2 号）と同水準の特別措置が火災共済協同組合等に認められることが必要である。</p> <p>【別に要望している租税特別措置の延長】 現状においては、大規模な自然災害が発生した場合に必要な異常危険準備金が確保できていないことから、本見直し事項とは別に特別措置として異常危険準備金の積立に係る損金算入の限度額割合を本則を含め正味収入共済掛金の 4 / 100 とする旨の要望を行っているところ。</p>	